**上場株式等の所得に関する住民税申告不要申出書**

**令和　　年度（　　　　年分）**

年　　月　　日

北名古屋市長　様

納税義務者 　 現住所

氏名（自署）

生年月日　明・大・昭・平・令　　　年　　　月　　　日

電話番号

○確定申告した上場株式等の所得

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315％（復興特別所得税含む。）と住民税5％の合計20.315％の税率であらかじめ源泉徴収されているものとなります。（所得税20.42％を源泉徴収されているものは対象となりません。）

※上記の表の住民税の源泉徴収額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※申告不要を選択した場合、配当割額・株式譲渡所得割額の控除又は還付はありません。

※申告不要を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除について所得税における控除額と　　住民税における控除額に差異が生じる場合があります。

○住民税での取扱い

 申告する番号に「○」をつけてください。

 **１ 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。**

**２ 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

**※　２**は、一部の所得のみの申告、総合課税から分離課税に変更する場合に選択します。

●原則として、該当年度の申告期限（3月15日）までに、この申出書を提出してください。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。

●確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の申告をし、住民税で申告不要を選択した場合には、翌年度以降の住民税の算定において、繰越控除は適用されません。